

令和3年度（新1号・新2号・新3号認定用） 私学助成を受ける幼稚園 （まいつる幼稚園等）認定申請のしおり



1 教育・保育給付認定申請・利用者負担額等について

利用の際には、「子育てのための施設等利用給付」の申請を行い、「新1号認定」を受けてください。
利用者負担額のうち、保育料については、無料です。
通園送迎費、食材料費、教材費、行事費などについては、保護者の負担になります。これらは、直接幼稚園に支払ってください。

また、預かり保育を利用する方で、共働きの世帯など保育の必要な世帯に限り、保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受けた場合、預かり保育の利用料が無料となります。ただし、上限がありますので下記無償化の範囲をご覧ください。

◎子育てのための施設等利用給付

認定区分	認定要件		無償になるもの
	年齢・その他	保育の必要性	
新1号認定 （教育認定）	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園の保育料
新2号認定 （保育認定）	4月1日時点で 満3歳以上	あり	私学助成を受ける幼稚園の保育料
新3号認定 （満3歳未満 保育認定）	4月1日時点で 満3歳未満の住民税非 課税世帯の子ども	あり	私学助成を受ける幼稚園の預かり保育料

◎無償化の範囲

施設種類		満3歳	3歳児クラス
私学助成を受ける 幼稚園	教育時間	全ての子どもの保育料 （月額上限25,700円）	全ての子どもの保育料 （月額上限25,700円）
	預かり保育	保育の必要性がある住民税非課税世帯の子ども （日額450円 月額上限16,300円）	保育の必要性がある子ども （日額450円 月額上限11,300円）

◎副食費（おかず代等）に関する補助について

副食費は幼稚園が設定した料金を園にお支払いいただきますが、米沢市に住民登録のある方のうち、次の要件に該当する場合は、後日、副食費相当分の補助を受けることができます。

補助を受けるためには、申請が必要です。申請時期や必要書類については、入園後、申請に関する書類を配布しますので、忘れずに申請してください。

・補助対象となる要件

次の（1）と（2）の要件どちらにも該当する場合は補助を受けることができます。

- （1）米沢市に住民登録があり幼稚園を利用するお子さんが満3歳以上であること。
- （2）次の①②のどちらかに該当すること。

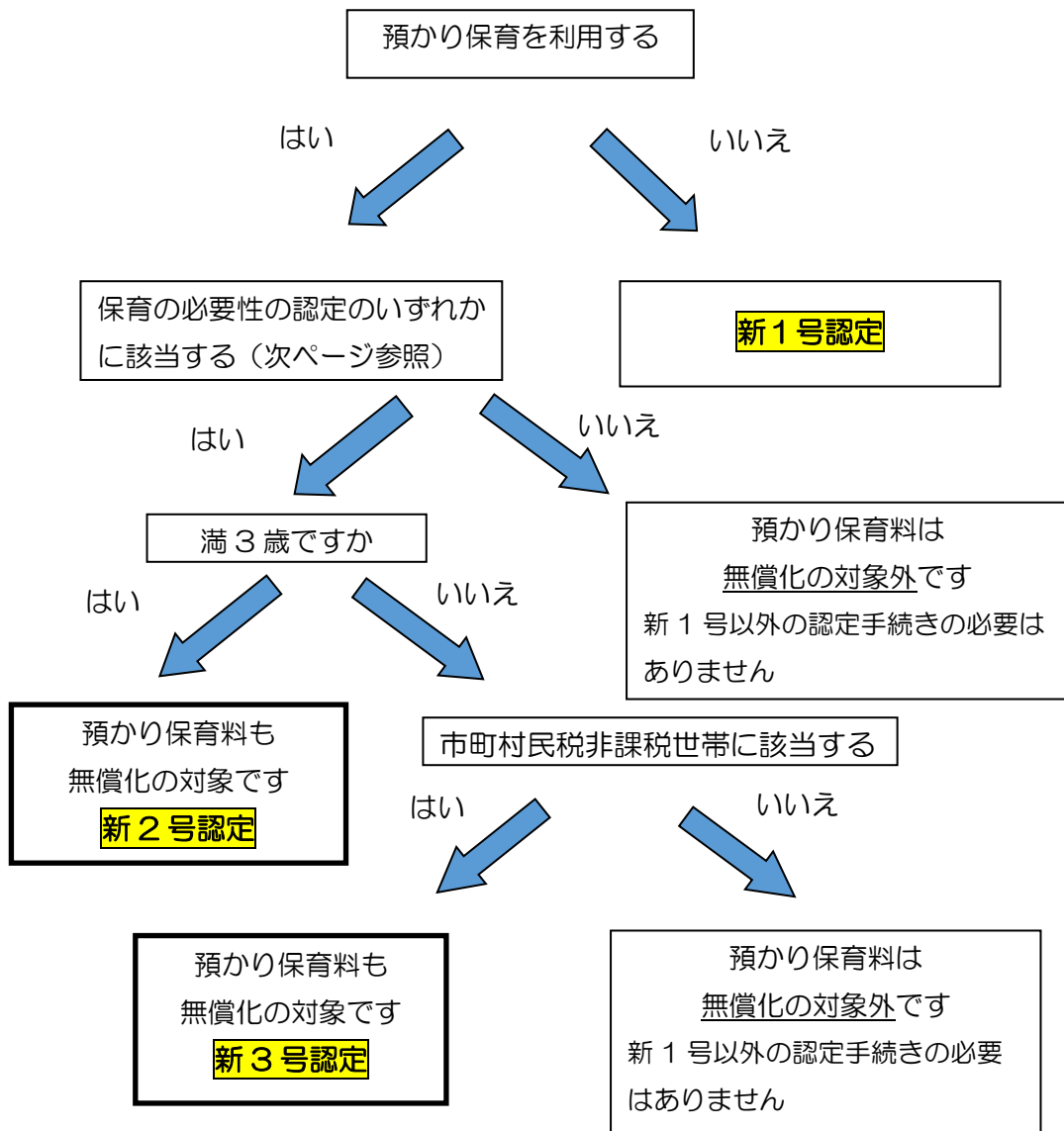
①市町村民税所得割額77,100円以下（年収360万円未満相当）の世帯のお子さんの給付認定保護者

②小学校6年生から数えて第3子以降のお子さんの給付認定保護者

・補助を受けることができる金額

1か月あたりの補助額：各月に支払った副食費の額と4,500円を比較していずれか低い額

認定フローチャート



2 給付認定申請に必要な書類等について



1 子育てのための施設等利用給付認定申請書

子ども1人につき1枚、押印する印鑑は朱肉を使うものを使用してください。

2 マイナンバー申告書（世帯全員分）

申請者（給付認定保護者）の番号確認書類、本人確認書類の写しなど

マイナンバー法に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子育てのための施設等利用給付等に関する事務の範囲で使用します。

マイナンバー申告書に、世帯全員分（申請児童、保護者、その他の家族など）のマイナンバーを記載してください。保護者の方は、単身赴任等の理由で同居していない場合も記入してください。

申請者（給付認定保護者）は、個人番号を申告する他の世帯員にあらかじめ利用目的を明示してください。

◎確認書類、提出方法の注意事項について

詳細は、「マイナンバー申告書」裏面をご確認ください。

施設に提出する際は、「マイナンバー申告書」及び「必要書類」を封筒に入れ、申請児童氏名とマイナンバー申告書在中と記入の上、封をして施設へ提出してください。

3 利用申請チェックリスト（別紙）

申請書類と一緒に提出してください。

4 預かり保育を利用し新2号・新3号認定（保育の必要性認定）を受ける場合は、提出してください。

きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。2枚目以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その際は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。

なお、児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できません。ご注意ください。

※米沢市指定様式は、施設またはこども課窓口で入手するか、市ホームページからダウンロードしてください。

証明書は、申請日の直近3か月以内に交付されたものが有効です。

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 月48時間以上	※就労証明書 (別紙米沢市指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限の月の20日（20日が閉庁日の場合は前閉庁日）までにこども課で手続きが必要です。 米沢市から雇用主（事業主）に連絡する場合があります。 事業内容等がわかるようご記入ください。 追加で書類を求める場合があります。
(2) 妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出してください。
(3) 疾 病 ・ 障 が い	診断書 (米沢市指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> 市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい、提出してください。
(4) 介 護 ・ 看 護	診断書	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関任意の診断書 (患者名、病名、介護・看護が必要な期間及び常時介護又は看護が必要と明記されたもの)を提出してください。
(5) 災 害 復 旧	り災証明書	
(6) 求 職 活 動	求職活動等申告書及び求職活動支援機関等利用証明書（米沢市指定様式）	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関（ハローワーク等）で記入してもらい、提出してください。

(7) 就学	在学証明書	・職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類の写しを添付してください。
-----------	-------	--

*現在育児休業を取得されている方で、5月15日までに就労を開始する場合は、申請できます。その場合、就労証明書による会社の証明が必要となります。

- 5 預かり保育を利用し新2号・新3号認定（保育の必要性認定）を受ける場合、世帯の状況により該当する事項があるか、確認し提出してください。
住民税未申告の方は、算定できないため無償にならない場合がありますので、必ず申告してください。

	申請児童・世帯の状況	必要書類（該当するもの）
1	① 令和2年1月1日現在の住所地が市外の方 ② 令和3年1月1日現在の住所地が市外の方	・マイナンバーを提出する場合は、不要です。 ・令和2又は3年度市区町村民税所得・課税額証明書（利用開始時期により、対象年度異なります）
2	一度も結婚歴のないひとり親の世帯	「みなし寡婦（夫）控除」適用申立書
3	すべてのひとり親世帯	申請児童の健康保険証の写し

3 申請内容に変更が生じる場合

申請書や提出した書類等の内容に変更が生じる場合は、変更申請などの手続きが必要です。速やかにこども課にご連絡ください。

4 「求職活動」で新規申請される方へ

「求職活動」の認定期間は、3か月間です。

「求職活動」の認定期間3か月の間に就労開始となる就労先を最初の2か月間で決めて、かつ、「就労」への変更申請を受理されることが必要です。



米沢市役所 健康福祉部 こども課

令和2年9月発行

問い合わせ先：子育て支援担当（市役所） ☎0238-22-5111